

観音寺市訓令第4号

観音寺市外部の労働者等からの公益通報に関する事務処理要綱を次のように定める。

平成31年3月26日

観音寺市長 白川晴司

観音寺市外部の労働者等からの公益通報に関する事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、公益通報者の保護を図り、事業者の法令遵守等を推進するため、観音寺市に対する外部の労働者等からの公益通報（法第2条第1項の公益通報をいう。以下同じ。）及び情報提供への対応手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「外部の労働者等」とは、次に掲げる者とする。

- (1) 通報内容となる事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者と契約関係にある事業者（以下「取引先事業者」という。）の労働者
- (2) 通報内容となる事実に関係する事業者及び取引先事業者の取締役その他の役員
- (3) 取引先事業者
- (4) 前3号に規定する者であった者
- (5) 前4号に規定する者のほか、通報内容となる事実に関係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者

2 この要綱において「相談」とは、外部の労働者等が通報に先立ち助言を求める行為をいう。

3 この要綱において「通報」とは、公益通報の対象となる犯罪行為や法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている具体的事実を外部の労働者等が市に対して知らせる行為をいい、次のいずれかに該当するものは、情報提供として取り扱うものとする。

- (1) 法に定められた要件を満たさないもの
- (2) 匿名のもの

- (3) 内容が著しく不分明なもの
- (4) 内容が虚偽であることが明らかなもの
- (5) 前各号に規定するもののほか、通報として受理することが不相当と認められるもの

(受付窓口)

第3条 外部の労働者等からの公益通報に関する制度の概要、通報処理の手続、通報先等の問い合わせに関する相談については、経済部商工観光課を相談受付窓口とする。

- 2 外部の労働者等からの通報については、当該通報に関して処分、勧告等の権限を有する担当課等を通報受付窓口とする。

(相談受付窓口の事務)

第4条 相談受付窓口は、相談が寄せられた場合は、相談内容を相談受付票(様式第1号)に記載するものとする。

- 2 相談受付窓口は、相談内容が公益通報に該当する場合で、かつ、相談者が市の通報受付窓口に通報する意思を表示したときは、担当課等へ直ちに取次がなければならない。
- 3 相談受付窓口は、前項の相談内容が公益通報に該当するものであって市が処分、勧告等の権限を有しない場合は、その権限を有する行政機関を相談者に対して教示しなければならない。

(通報受付窓口の事務)

第5条 通報受付窓口は、通報が寄せられた場合は、通報事項を通報受付票(様式第2号)に記載するものとする。

- 2 通報受付窓口は、通報内容が公益通報に該当する場合で、かつ、当該通報内容に関して市が処分、勧告等の権限を有するときは、公益通報として受理した旨を通報者に対して遅滞なく文書で通知しなければならない。
- 3 通報受付窓口は、通報内容が公益通報に該当する場合であって、当該通報内容に関して市が処分、勧告等の権限を有しないときは市において受理しない旨を、通報内容が公益通報に該当しないときは受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通報者が匿名である場合を除き、通報者に対して遅滞なく文書で通知しなければならない。
- 4 通報受付窓口は、通報内容について市が処分、勧告等の権限を有しないときは、その

権限を有する行政機関を通報者に対して遅滞なく教示しなければならない。

(調査の実施)

第6条 通報受付窓口は、通報を受け付けた後は、必要な調査を実施しなければならない。

2 通報受付窓口は、調査の実施に当たり、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うほか、適切な法令の執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

3 通報受付窓口は、通報者に対し、必要に応じて調査の進捗状況について通知するとともに、調査を完了したときは、調査結果を速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(調査結果に基づく措置)

第7条 通報受付窓口は、調査の結果、通報対象事実（法第2条第3項の通報対象事実をいう。）があると認めたときは、速やかに適切な措置をとらなければならない。

2 通報受付窓口は、前項の措置をとった場合は、その内容を適切な法令の執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に、遅滞なく通知するものとする。ただし、通報者が通知を希望しないときは、この限りでない。

(協力義務)

第8条 通報受付窓口は、通報に関し、処分、勧告等の権限を有する行政機関が市の機関以外にある場合においては、当該行政機関と連携して調査を行い、必要な措置をとる等相互に連絡し、協力するものとする。

2 通報受付窓口は、他の行政機関等から通報に関する調査等の協力を求められたときは、できる限り必要な協力をするものとする。

(報告義務)

第9条 通報受付窓口は、通報を公益通報として受理したときは、外部の労働者等からの公益通報の受理について（様式第3号）により、遅滞なく経済部商工観光課へ報告しなければならない。

2 通報受付窓口は、前項で受理した通報が、公益通報に該当しなくなった場合は、遅滞

なくその旨を経済部商工観光課へ報告しなければならない。

- 3 通報受付窓口は、受理した通報についての一連の処理が終了したときは、外部の労働者等からの公益通報に伴う処理の終了について（様式第4号）により、遅滞なく経済部商工観光課へ報告しなければならない。

（機密保持及び個人情報保護の徹底並びに利益相反行為の排除）

第10条 通報等への対応に関与した職員は、通報等に関する情報及び個人情報を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

- 2 相談受付窓口及び通報受付窓口の職員は、自らが関係する事案に係る通報等の処理に関与してはならない。

（関連文書の管理）

第11条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、適切な方法で管理しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。